

第1回一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設 指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 平成20年6月11日(水) 14時～15時30分

2 場 所 企業局庁舎4階会議室

3 出席者

- (1) 委員 後藤田委員長、大塚委員、坂上委員、寶正委員、岡田委員
- (2) 事務局 日高企業局長、本田経営企画監、森本主幹、崎村副主幹、赤木主事

4 議 題

- (1) 議題1 選定スケジュール(案)について
- (2) 議題2 第一期指定における管理運営の実績及び評価について
- (3) 議題3 指定管理者募集方針(案)・募集要領(案)について

○配付資料

- 資料1 選定スケジュール(案)
- 資料2 指定管理者制度導入施設の管理運営実績
- 資料3 第一期指定期間の管理運営評価
- 資料4 指定管理者募集方針(案)
- 資料5 指定管理者募集要領(案)(様式集、提供資料)

5 要 旨

- (1) 議題1について、本田経営企画監から、資料1により選定スケジュール(案)についての説明を行った。
- (2) 議題2について、本田経営企画監から、資料2及び3により第一期指定期間における管理運営の実績及び評価についての説明を行い、各委員から以下の質問等をいただいた。
- (3) 議題3について、本田経営企画監から、資料4及び5により指定管理者募集方針(案)・募集要領(案)についての説明を行い、各委員から以下の質問等をいただいた。

(主な質疑応答)

- (1) 議題1について

特になし。

- (2) 議題2について

Q ゴルフ場は河川敷にあり、冠水することがあると思うが、どのような状況か。

A 提供資料にその情報を掲載している。平成2年度のオープンから19年度までに9カ年度にわたって冠水している。15年度以降は毎年度冠水している状況にある。

Q 冠水後の復旧費用の負担はどうなっているのか。

A 復旧費用は指定管理者が修繕費から支出することになるが、この費用が200万円を超えた場合には、企業局と協議してもらうこととなる。

Q レストランは指定管理者が直営で営業しているのか。指定管理者制度を導入する以前はどうだったのか。

A 現在は指定管理者が営業している。以前は県公園協会が営業していた。

(3) 議題3について

Q 18年度と19年度の納付金は2,500万円(税別)という標準額を上回る納付があったが、21年度以降は2,300万円(税別)という固定した額となるが、納付金額を引き下げたのはそれだけゴルフ場の経営環境が厳しくなるといふ見込みだということか。

A 21年度から5年間のシミュレーションを行い、利用料金単価は下がるが、利用者数はあまり変わらないと見込んだ結果、利用料金収入は減少していくと考え、納付金額を引き下げた。

Q 機械・備品等については、従前指定管理者が備えることとしていたが、今回は企業局が備え、指定管理者に無償で貸与することとなった。変更の理由は何か。

A 第二期の指定管理者の募集にあたっては、今後の利用者数の見込みに基づく利用料金収入の予想や施設運営などの適正な費用を見込んで納付金を算定している。この費用に備品の購入費や減価償却費を見込むと施設運営費が大幅に上回ることとなるため、負担軽減の観点から企業局が機械・備品等を整備し、無償で貸与する必要があると判断した。

現在、指定管理者が使用している機械・備品等を事業経営に活用したいと考えているが、それは更新時期を迎えており、指定管理者がそれを新たに購入すると費用が膨大となることから、事業継続が厳しくなる。

さらに、他県ゴルフ場や県内の公の施設で指定管理者を導入している施設を調べた結果、機械・備品等の取扱いについては、全て施設の設置者が機械・備品等を保有し、指定管理者に無償で貸与することとしていることが分かった。

Q 企業局の地域振興事業は、機械・備品等の購入費と減価償却費などの費用と納付金収入でペイできるのか。

A 5年間のシミュレーションを行い、2,300万円の収入で事業の継続は可能であると考えている。